

■ドイツ：新規の大規模再エネには FIT の適用廃止を提案

エネルギー政策を共同で所管するアルトマイヤー環境相とレスラー経済相は 2013 年 2 月 14 日、急増する再エネ負担額を抑制するため、2013 年夏までに固定価格買取制度 (FIT) 等を規定する再エネ法の改正案 (骨子) を発表した。案には再エネに対しても市場原理を導入すべきと主張してきた経済相の要望が取り入れられている。改正案では、一般需要家の再エネ負担額を 2014 年は 2013 年と同額の 5.28 ユーロセント/kWh に据え置き、2015 年以降は毎年の負担額の増加率の上限を 2.5% に設定する。負担額を抑えるための施策として、(1) 新規の再エネ電源 (150kW 以上) は FIT 制から、市場価格に割増金を上乗せして支払うフィードイン・プレミアム制 (FIP) に移行する、(2) それ以下の電源からの買取価格は、運開から 5 か月間は卸電力市場価格、6 か月目以降は従来の FIT の価格から一律 4% 引き下げる (陸上風力については運開から 5 年間の価格を現行の 8.93 ユーロセント/kWh から 8 ユーロセント/kWh に引き下げ)、(3) 既存の再エネ電源の買取価格を、2014 年に限り一律 1.5% 引き下げる、(4) 系統混雑時などに実施される再エネ電源の出力抑制に対する補償価格を引き下げる、(5) FIT の費用負担が免除されている自家発自家消費の部分についても再エネ買取費用負担の対象とする、(6) 大規模電力需要家向けに実施している再エネ買取費用の負担軽減策を見直す、などが提案された。